

資料 4-3

地域間幹線系統別確保維持計画

平成 24 年 5 月 日

(住所) 長野県佐久市野沢 20 番地
(名称) 千曲バス株式会社
(代表者名) 代表取締役 高野 公秀

1. 幹線系統名及び区間

系 統 名 : 鹿教湯線
運 行 区 間 : 鹿教湯車庫～下秋和

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

昨年度の上田市公共交通活性化協議会において生活交通路線として承認を頂きました鹿教湯線(鹿教湯～下秋和)は、鹿教湯病院・丸子中央病院・大屋駅・上田駅・高等学校等への通院・通勤・通学の交通手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、鹿教湯線の公共交通機関の利用者は減少を続けており、当該路線は収支悪化等により様々な問題を抱えているが、上田市住民の通院・通学・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、鹿教湯線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

鹿教湯線の運行コストを地域キロ当り標準経常費用 383.61 円以内とする。
鹿教湯線の輸送量を 35.00 以上で維持する。

(2) 運行による効果

鹿教湯線を維持することにより、上田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
鹿教湯線の運行	● 10月1日着手 —— ● 9月30日完了			● 10月1日着手 —— ● 9月30日完了			● 10月1日着手 —— ● 9月30日完了		

5. 収益改善のために行った取組状況

- ・ 運行経路及び運行回数、適正なダイヤの見直し
- ・ 時刻表の配布（無料配布）

6. 今後の収益改善に向けた取組

- ・ 利用者からの声を反映させた運行経路や適正なダイヤへの変更
- ・ 経費削減を実現するため、運行経費の抜本的な見直し
- ・ 利用促進に向けた、地域への働きかけの実施

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・ 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・ 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・ 表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・ 時刻表
- ・ 路線図
- ・ 地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県小諸市加増 581-1

（所 属）千曲バス株式会社

（氏 名）三浦 裕

（電 話）0267-26-2600

（F A X）0267-24-2610

（e-mail）eigyo@chikuma-bus.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

平成 24 年 5 月 日

(住所) 長野県佐久市野沢 20 番地
(名称) 千曲バス株式会社
(代表者名) 代表取締役 高野 公秀

1. 幹線系統名及び区間

系 統 名 : 鹿教湯線
運 行 区 間 : 丸子～下秋和

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性 (生活交通路線である理由・路線の状況)

昨年度の上田市公共交通活性化協議会において生活交通路線として承認を頂きました鹿教湯線(丸子～下秋和)は、丸子中央病院・大屋駅・上田駅・高等学校等への通院・通勤・通学の交通手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、鹿教湯線の公共交通機関の利用者は減少を続けており、当該路線は収支悪化等により様々な問題を抱えているが、上田市住民の通院・通学・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、鹿教湯線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

鹿教湯線の運行コストを地域キロ当り標準経常費用 383.61 円以内とする。
鹿教湯線の輸送量 35.00 以上を維持する。

(2) 運行による効果

鹿教湯線を維持することにより、上田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
鹿教湯線の運行	● 10月1日着手 —— ● 9月30日完了			● 10月1日着手 —— ● 9月30日完了			● 10月1日着手 —— ● 9月30日完了		

5. 収益改善のために行った取組状況

- ・ 運行経路及び運行回数、適正なダイヤの見直し
- ・ 時刻表の配布（無料配布）

6. 今後の収益改善に向けた取組

- ・ 利用者からの声を反映させた運行経路や適正なダイヤへの変更
- ・ 経費削減を実現するため、運行経費の抜本的な見直し
- ・ 利用促進に向けた、地域への働きかけの実施

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・ 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・ 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・ 表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・ 時刻表
- ・ 路線図
- ・ 地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県小諸市加増 581-1

（所 属）千曲バス株式会社

（氏 名）三浦 裕

（電 話）0267-26-2600

（F A X）0267-24-2610

（e-mail）eigyo@chikuma-bus.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

平成24年5月 日

(住所) 長野県佐久市野沢20番地
(名称) 千曲バス株式会社
(代表者名) 代表取締役 高野 公秀

1. 幹線系統名及び区間

系統名 : 青木線
運行区間 : 下秋和～青木

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性 (生活交通路線である理由・路線の状況)

昨年度の上田市公共交通活性化協議会において生活交通路線として承認を頂きました青木線(下秋和～青木)は、上田駅・高等学校等への通院・通勤・通学の交通手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、青木線の公共交通機関の利用者は減少を続けており、当該路線は収支悪化等により様々な問題を抱えているが、青木村住民の通院・通学・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、平成25年度においても地域公共交通確保維持事業により、青木線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

青木線の運行コストを地域キロ当り標準経常費用 383.61 円以内とする。
青木線の輸送量を 50.00 以上で維持する。

(2) 運行による効果

青木線を維持することにより、青木村の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
青木線の運行	●——10月1日着手 9月30日完了			●——10月1日着手 9月30日完了			●——10月1日着手 9月30日完了		

5. 収益改善のために行った取組状況

- ・運行経路及び運行回数、適正なダイヤの見直し
- ・時刻表の配布（無料配布）

6. 今後の収益改善に向けた取組

- ・利用者からの声を反映させた運行経路や適正なダイヤへの変更
- ・経費削減を実現するため、運行経費の抜本的な見直し
- ・利用促進に向けた、地域への働きかけの実施

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県小諸市加増 581-1

（所 属）千曲バス株式会社

（氏 名）三浦 裕

（電 話）0267-26-2600

（F A X）0267-24-2610

（e-mail）eigyo@chikuma-bus.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

平成 24 年 5 月 日

(住所) 長野県佐久市野沢 20 番地
(名称) 千曲バス株式会社
(代表者名) 代表取締役 高野 公秀

1. 幹線系統名及び区間

系 統 名 : 佐久上田線
運 行 区 間 : 勝間～下秋和

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性 (生活交通路線である理由・路線の状況)

昨年度の上田市公共交通活性化協議会において生活交通路線として承認を頂きました佐久上田線(勝間～下秋和)は、佐久総合病院・小諸厚生病院・佐久平駅・上田駅・高等学校等への通院・通勤・通学の交通手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、佐久上田線の公共交通機関の利用者は減少を続けており、当該路線は収支悪化等により様々な問題を抱えているが、佐久市・小諸市・東御市・上田市住民の通院・通学・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、佐久上田線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

佐久上田線の運行コストを地域キロ当り標準経常費用 383.61 円以内とする。
佐久上田線の輸送量を維持 20.00 以上で維持する。

(2) 運行による効果

佐久上田線を維持することにより、佐久市・小諸市・東御市・上田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

4. 計画期間									
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載									
事業の名称	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
佐久上田線の運行	●——● 10月1日着手 9月30日完了			●——● 10月1日着手 9月30日完了			●——● 10月1日着手 9月30日完了		

5. 収益改善のために行った取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ・運行経路及び運行回数、適正なダイヤの見直し ・時刻表の配布（無料配布）

6. 今後の収益改善に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの声を反映させた運行経路や適正なダイヤへの変更 ・経費削減を実現するため、運行経費の抜本的な見直し ・利用促進に向けた、地域への働きかけの実施

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県小諸市加増 581-1
 (所 属) 千曲バス株式会社
 (氏 名) 三浦 裕
 (電 話) 0267-26-2600
 (F A X) 0267-24-2610
 (e-mail) eigyo@chikuma-bus.co.jp

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	千曲バス株式会社
------	----------

平成25年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗 合 バ ス 事 業						
	営業収益	217,994 千円	営業外収益	5,932 千円	経常収益(イ)	223,926 千円	
	営業費用	372,941 千円	営業外費用	7,379 千円	経常費用(ロ)	380,320 千円	
	営業損益	▲ 154,947 千円	営業外損益	△ 1,447 千円	経常損益	▲ 156,394 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,014,040.3 km					経常収支率	58.87 %

基準期間の前年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業						
	営業収益	220,915 千円	営業外収益	7,331 千円	経常収益(イ')	228,246 千円	
	営業費用	376,707 千円	営業外費用	8,168 千円	経常費用(ロ')	384,875 千円	
	営業損益	▲ 155,792 千円	営業外損益	△ 837 千円	経常損益	▲ 156,629 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,028,359.9 km					経常収支率	59.30 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業						
	営業収益	232,744 千円	営業外収益	9,615 千円	経常収益(イ'')	242,359 千円	
	営業費用	391,187 千円	営業外費用	8,641 千円	経常費用(ロ'')	399,828 千円	
	営業損益	▲ 158,443 千円	営業外損益	974 千円	経常損益	▲ 157,469 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,085,707.4 km					経常収支率	60.61 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
長野	368円.26銭	374円.26銭	375円.05銭	0.92 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
長野	378円50銭	383円61銭	378円50銭	220円82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル)) \div チ=ヲ	
			起点	主な経由地	終点				往	復	往	復	往	復	往	復		
長野	1	佐久上田	勝間	佐久平駅	小諸駅	364 日	1,935 回 (3.0)	5.0	15.0人	往 20.0km 復 20.0km	(平均) 20.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %	
	2	佐久上田	勝間	佐久平駅	下秋和	364 日	3,625 回 (4.9)	5.0	24.0人	往 42.4km 復 42.4km	(平均) 42.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %	
	3	中仙道	岩村田	佐久平駅	芦田	365 日	6,779 回 (9.2)	5.0	46.0人	往 19.0km 復 19.0km	(平均) 19.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %	
	みなし3-1	中仙道	岩村田	佐久平駅	芦田	365 日	6,056 回 (8.7)	5.0	43.0人	往 19.0km 復 19.0km	(平均) 19.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %	
	みなし3-2	中仙道	岩村田	東信運転免許センター	芦田	365 日	723 回 (1.5)	5.0	7.0人	往 19.6km 復 19.6km	(平均) 19.6km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %	
	4	鹿教湯	鹿教湯車庫	丸子	下秋和	365 日	5,455 回 (7.4)	5.0	37.0人	往 32.4km 復 32.4km	(平均) 32.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %	
	5	鹿教湯	丸子	大屋	下秋和	365 日	5,792 回 (7.9)	5.0	39.0人	往 16.7km 復 16.7km	(平均) 16.7km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %	
6	青木	下秋和	上田原	青木	365 日	7,885 回 (10.8)	5.1	55.0人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000 %		
合計	6系統									往 146.9km 復 146.9km	146.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	

補助ブロック名	申請番号	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	国庫補助金内定申請額 ナ×1/2=ラ
長野	1	38,700.0km	14,514,435 円	298円.49銭	11,551,563 円	2,962,872 円	6,531,495 円	2,962,872 円	2,962,872 円	円	2,962千円	1,481.0千円
	2	153,700.0km	57,645,185 円	254円.93銭	39,182,741 円	18,462,444 円	25,940,333 円	18,462,444 円	18,462,444 円	円	18,462千円	9,231.0千円
	3	129,234.8km	48,469,511 円	282円.62銭	36,524,340 円	11,945,171 円	21,811,279 円	11,945,171 円	11,945,171 円	円	11,945千円	5,972.5千円
	みなし3-1	115,064.0km	43,154,753 円	282円.62銭	32,519,388 円	10,635,365 円	19,419,638 円	10,635,365 円	10,635,365 円	円	10,635千円	5,317.5千円
	みなし3-2	14,170.8km	5,314,758 円	282円.62銭	4,004,952 円	1,309,806 円	2,391,641 円	1,309,806 円	1,309,806 円	円	1,310千円	655.0千円
	4	176,742.0km	66,287,087 円	265円.26銭	46,882,583 円	19,404,504 円	29,829,189 円	19,404,504 円	19,404,504 円	円	19,404千円	9,702.0千円
	5	96,726.4km	36,277,236 円	307円.68銭	29,760,779 円	6,516,457 円	16,324,756 円	6,516,457 円	6,516,457 円	円	6,516千円	3,258.0千円
	6	129,314.0km	48,499,215 円	319円.00銭	41,251,166 円	7,248,049 円	21,824,646 円	7,248,049 円	7,248,049 円	円	7,248千円	3,624.0千円
合計		724,417.2km	271,692,669 円	2,293円.22銭	205,153,172 円	66,539,497 円	122,261,698 円	66,539,497 円	66,539,497 円	円	66,537千円	33,268千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
長野	1	2,962,872 円	1,481,872 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	2	18,462,444 円	9,231,444 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	3	11,945,171 円	5,972,671 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	みなし3-1	10,635,365 円	5,317,865 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	みなし3-2	1,309,806 円	654,806 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	4	19,404,504 円	9,702,504 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	5	6,516,457 円	3,258,457 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	6	7,248,049 円	3,624,049 円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		66,539,497 円	33,270,997 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間*) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
長野	1	309円.40銭	307円.48銭	298円.49銭	▲ 1.77 %	293円.23銭
	2	254円.92銭	261円.72銭	254円.93銭	0.03 %	255円.00銭
	3	286円.75銭	285円.92銭	282円.62銭	▲ 0.72 %	280円.58銭
	みなし3-1	286円.75銭	285円.92銭	282円.62銭	▲ 0.72 %	280円.58銭
	みなし3-2	286円.75銭	285円.92銭	282円.62銭	▲ 0.72 %	280円.58銭
	4	268円.75銭	266円.79銭	265円.26銭	▲ 0.65 %	266円.98銭
	5	310円.71銭	311円.74銭	307円.68銭	▲ 0.48 %	309円.15銭
	6	317円.34銭	319円.42銭	319円.00銭	▲ 0.26 %	319円.82銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 7.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 10.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 11.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 15.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 16.「国庫補助金内定申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 17.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 19.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)